

#### 4 輸 国 第 4 5 7 0 号

関税割当公表第CSQ-JP25号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づ  
く令和4年度のチリ産イヌリンの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関  
する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定  
に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下  
「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となるチリ産イヌリンの関税割  
当てに関する事項を下記のように定めます。

令和5年1月16日

農 林 水 産 省

#### 記

##### 第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

###### 1 割当対象物品（110820090）

チリ産イヌリン（CPTPP第2章附属書2-D付録A第C節の国別関  
税割当て（CSQ）に掲げるCSQ-JP25のイヌリンであって、関税定  
率法（明治43年法律第54号）別表第1108.20号に掲げる物品のうち、  
関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表第1108.12  
号、第1108.13号、第1108.14号、第1108.19号、第1  
108.20号、第1901.20号及び第1901.90号の項で定める  
数量以内のもの以外のものであって、CPTPPの規定に基づきチリから  
の産品とされるもの。以下同じ。）

###### 2 合計割当数量 44t

3 通関期限 令和5年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省農産局地域作物課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出方法

1 提出期間

令和5年1月23日（月）から同年2月3日（金）まで

2 提出方法

以下の(1)から(4)までのいずれかの方法により提出することができる。

(1) 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、1の提出期間内に申請を行う（以下「電子申請」という。）。

(2) 書面による提出で直接持ち込む場合

第2の受付担当課へ事前に連絡した上で持参する。なお、提出は、1の提出期間（行政機関の休日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

(3) 書面による提出で郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付するとともに、速やかにその追跡番号を受付担当課に連絡することとする。なお、1の提出期間内に当省必着とする。

（宛先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者宛

(4) 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類（CSQ-JP25）の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載の上、以下の宛先まで1の提出期間内に送付することとする。

また、電子メール受信の確認のため、送付後速やかに第2の受付担当課（以下の連絡先）まで必ず連絡することとする。添付するファイルは、メール1通当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の（申請者名）の後に（分割番号／通し番号）を付すこととする。

宛 先：tariff\_rapd@maff.go.jp

連絡先：03-6744-2116

## 第5 関税割当申請者の資格

イヌリンの使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売又は輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

## 第6 提出書類

### 1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

### 2 関税割当申請書類表（別添様式1）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

### 3 令和3年度及び令和4年度のチリ産イヌリンの輸入通関実績及び計画（別添様式2）

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

### 4 令和3年度及び令和4年度のチリ産イヌリンの販売（使用）実績及び計画（別添様式3）

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

### 5 関税割当に係る商流図（以下「商流図」という。）（別添様式4）

### 6 販売予定先の購入意思を証明する書類（販売予定期間及び販売予定数量

の記載があり、購入予定事業者が確認していることがわかるものに限る。)等

なお、割当対象物品を輸入後販売することなく自ら使用等する申請者にあつては、割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書、売買契約書（写）等）を提出することとする。

7 輸入するイヌリンの概要（別添様式5）

8 法人の登記事項証明書（写し）（個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であつて、申請時点において8の書類の内容に変更のない者はその添付を必要としない。

また、令和4年度に2件以上受付担当課に関税割当申請書を提出する場合であつて、8の書類の内容に変更がない者は、2件目以降はその添付を必要としない。

第7 申請上限数量及び割当基準

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（関税割当申請書の提出日から令和5年3月末日までの間）又は第1の2に掲げる合計割当数量のいずれか少ない数量を上限とし、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、令和5年2月8日（水）午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

## 第8 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、チリにおけるCPTPPの発効日（行政機関の休日にかかる場合は、翌開庁日）に発給するものとする。

なお、割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。

3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

## 第9 公表

1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて公表する。

(1) 割り当てた数量

(2) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量）

(3) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

## 第10 報告

- 1 チリ産イヌリンの割当てを受けた者は、関税割当証明書の割当年月日に記載されている月分から各月の輸入の有無に関わらず、翌月の15日までに次に掲げる書類を受付担当課に毎月提出するものとする。

(1)チリ産イヌリンの輸入通関及び販売等の実績報告書（別添様式6）

(2)申請時に提出した商流図に記載していない商流により輸入又は販売した場合は、当該商流に関する商流図（別添様式4）

- 2 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

## 第11 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそれぞれ1通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、書面又はメールによる提出において、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき、有効期間を経過したとき又は割当数量を全て消化したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。返納は、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付

方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別添様式7）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 6 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。